

## 第293回鳥取県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和6年5月24日（金）午後2時から午後3時50分まで
- 2 場所 鳥取県中部総合事務所2階201会議室  
（鳥取県倉吉市東巖城町2）
- 3 出席者 委員：安藤会長、寺崎委員、竺原委員、絹見委員、三谷委員、大谷委員  
山崎委員（下田委員欠席）  
鳥取県：水産振興局 鈴木局長  
漁業調整課 太田課長補佐、本田係長  
栽培漁業センター 田中主任研究員  
事務局：氏事務局長（県漁業調整課長兼任）  
清家次長（県漁業調整課課長補佐兼任）  
有田書記（県漁業調整課主事兼任）

4 傍聴者 0名

### 5 議事

- (1) 天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について  
（諮問事項）
- (2) 千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）
- (3) 各漁協の取組む増殖行為について（報告事項）
- (4) 令和6年のアユの遡上状況について（報告事項）
- (5) 鳥取県内水面漁場管理委員会委員の改選について（報告事項）
- (6) その他
  - ・多鯰ヶ池におけるブラックバス釣り等による地域振興について
  - ・刑法の一部改正等に伴う鳥取県漁業調整規則の一部改正について

### 6 議事経過及び結果について

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶、事務局長による令和6年度事務局体制の報告の後、会長が議事録署名人として、竺原委員及び絹見委員を指名した。

#### 議事1 天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について （諮問事項）

【申請のとおり認可することを適当と認める旨決議された。】

鈴木局長による諮問文読み上げの後、本田係長が資料1に沿って説明した。

〔安藤会長〕

はい。ありがとうございました。天神川漁協さんのほうから申請がなされてる内容と、それに対する回答の原案のようなもの、それから、その審査の各項目に対して、法的基準をどの程度満たしているかという審査の内容等々を、今、説明していただきました。皆さん方には、遊漁規則の5の一、二に当たるようなところが妥当であるかどうかをもう一度確認していただいて、遊漁に対して、不当な制限をするものではないかということと、それから、遊漁料が適切な、妥当な金額になっているかということと併せて、もう一度確認をしていただいて、いろいろ御意見を頂けたらと思います。変更点が3点ありますので、どの変更点からでも結構ですので、質問や御意見があれば、お伺いしたいと思います。どなたからでも結構ですがいかがでしょう。

〔三谷委員〕

遊漁料なんですけど、鑑札とか、今年から写真を貼るようになったんですけど、500円で撮ってもらって、何か、それって必要なんですか。遊漁券プラスの500円みたいな感じになってる部分が、今年からなっているの。

〔安藤会長〕

それは、天神川漁協さんということでしょうか。

〔三谷委員〕

天神川じゃなくて、千代川さんのほうが。

〔安藤会長〕

千代川さんのほうが遊漁証に顔写真を載せると。

〔三谷委員〕

そうですね、何か載せるようになっていましたけど。

〔寺崎委員〕

顔写真がない場合は、免許証の写真をコピーしてつけるっていう内容のほうも考えています。

〔三谷委員〕

これって必要なんですか。チェックをするのかなと思ってみたり。

〔寺崎委員〕

そこまでは、ちょっと考えていないですけども、ほかの県も全部やっておりますので、写真を持ってきてもらって、引つけてするということでしたので。どうしても、ない方があれば、免許証か何かを持ってきてもらって、コピーしてもらって、持ってきてもらうっていうことも

考えています。

〔三谷委員〕

今されているのはしないといけないということで、釣り人はしているんですけど。

〔安藤会長〕

その遊漁証に顔写真を添付するために、写真代金500円を上乗せするというのが含まれるというのは、ちょっとその他の項目に回させていただいて、今の協議いただいているのは、天神川のほうの内容で、天神川さんでも、遊漁証でそういうことも念頭に、遊漁料が設定されているかどうかという情報なんかはあるんですか。

〔本田係長〕

特に、事務局のほうからですけど、天神川さんのほうは、顔写真のほうはつけておりませんで、今、3河川で顔写真をつけるようにされているのは、このたびの切替えのときに、遊漁規則のほうは変更されたんですけども、千代川さんのほうが、そういうふうには、やはり、特に、年券を買われる方だけですけども、やっぱり漁場監視員の方が取締りをされる際に、いろいろと不都合があったということで、そういうことを、総代会のほうで決議されて、一応、こちらの委員会のほうにも、その変更点も含めて御承認いただいた内容だというふうに思っているんですけども、天神川さんのほうは特段そういうような、まだ取扱いというのはされてない状況です。

〔安藤会長〕

はい。ありがとうございました。天神川は、従来そのままということですね。

変更点1は、従来の表記、さお釣りというだけの表記を括弧付けであゆるアーとリール付きの竿という、その辺を明記したということで、内容的には括弧づけを付け足したということが変更1ですかね。

〔本田係長〕

そうですね。ちょっと最後に、皆様にも、資料1-1の中の4ページ目の新旧対照表を見ていただいたほうが分かりやすかったかなと思います。資料1-1の4ページ目に新旧対照表のほうをつけているんですけども、今まで、漁具・漁法の制限をさお釣り・手釣・たも網・やす・投網などなど、列記していたんですけども、そのさお釣りについて、そのあゆるアーを除くということで、あゆるアーを、この天神川水系のほうでは禁止するという内容にされています。変更点2についても、新旧対照表を見ていただいたら、フライ・ルアー専用区、それから、さお釣り専用区のところかどのように変わったのかというのも見ていただけるかと思います。

それから、次の5ページ目のところに禁止区域、追加される内容について追記をされているような内容です。

〔安藤会長〕

そうですね。新旧対照表を見ていただくと、どこがどういうふうに変ったかといったことが、ちょっと分かりやすいかなと思います。

変更点2については、具体的な頭首工等の堰の位置を明記したと。それを橋が分かるように追加して、遊漁者によく分かりやすいように表記したということですね。

それから、変更点3については禁止区域を新たに設定したということですので、どうでしょう、このあたりで遊漁者にとって不利益になるようなことって考えられるんでしょうか。

フライ・ルアー専用区については、従来どおりですよ。表記の問題だけのことですよ。

〔本田係長〕

そうですね。フライ・ルアー専用区と、さお釣り専用区については、表記のみの問題です。

〔山崎委員〕

現在のそのあゆるラーを使われる方の数といますか、動向といますか、かなり増えてて、トラブルが出てるっていうような感じでしょうか。その現状がどんな感じなのかちょっと教えて。

〔竺原委員〕

現状としては、そんなにまだまだ数は少ないですけど、何名かはおられるっていう。

〔山崎委員〕

じゃあ、ちょっと増えられても、多分、トラブルになる前にちょっと早めに手を打たれてっていうような感じもあってですかね。

〔竺原委員〕

はい。

〔山崎委員〕

千代川とか日野川も、そんな感じですか。

〔寺崎委員〕

友釣り専用区以外は大丈夫です。まだ少ないんですけども、今度、今ちょっと提案として、釣具屋さんのほうが講習会を開きたいけどというような、一応、相談が来ておりますので、アユのほうが金額が高いので、うちとしては若者を取り込むために、ある程度は認めていかないけんという考え方です。まだ少ないです、ルアーのほうは。

〔安藤会長〕

そのあゆるラーをですか。

〔寺崎委員〕

はい。

〔山崎委員〕

日野川はどうです。

〔大谷委員〕

日野川も数年前から問合せがありまして、そちらの川ではルアーできますかということで、きちんと決めたほうがいいんじゃないかっていうことで、友釣り専用区のみ、ルアー禁止です。ほかの区分では、ルアー使ってもらって構いません。

〔山崎委員〕

分かりました。ありがとうございます。

〔安藤会長〕

ほかに何か、御意見や質問はいいですか。

〔絹見委員〕

そのルアーで、よく池でもルアーしなる人が多いんだけど、糸が切れたりルアーが残ったりしますよね。そして、そのことによって鳥だとか動物がいますよね。そういう被害はないですか。

〔竺原委員〕

引っかけたりとか。

〔絹見委員〕

うん。その糸が残ったりして、その動物とか、鳥とかの被害というのはないですか。

〔竺原委員〕

という報告は特にはないです。

〔絹見委員〕

ないですか。

〔竺原委員〕

はい。

〔安藤会長〕

東郷池さんのほうは、そんなにあるんですか。

〔絹見委員〕

よく、そのルアーのかすというか、引っかかったやつがあるんです。よくシジミ獲っとるんだけど。

〔安藤会長〕

鋤簾に引っかかってっていうような。

〔絹見委員〕

ええ、引っかかる。そのやっつる場所だけだけど、それがまた流れて、何かごみと一緒に、こう流れて、糸と一緒にふうーって来とる場合がある。

〔安藤会長〕

フックがついたままの状態ですよ。

〔絹見委員〕

そうですね。

〔安藤会長〕

だから、子どもさんなんかには、フックが刺さる可能性もあるってね。その辺は何らかの形でルアーで楽しんでいる人に注意を払ってもらうということもちょっと考えていかなくっちゃいけないですね。管理者が全部そんな責任負うわけにはいきませんので。その辺の手だても、ちょっと考えてもらえたらなと思いますね。

変更点3件について、御理解いただいたということで、1号議案については、当委員会として、諮問に対して申請のとおり認可することを適当と認める旨、答申するというところでよろしいでしょうか。

〔各委員〕

はい。

〔安藤会長〕

はい、ありがとうございました。

## **議事2 千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）**

### 〔案のとおり指示する旨決議された。〕

本田係長が資料2に沿って説明した。

〔安藤会長〕

はい。ありがとうございました。例年、この指示については、1年更新で毎年続けていくというものです。というのは、最初の要望は、千代川漁協さんから、県規則にしてくださいというお願いを出して、そのためには、水産庁との協議が必要ということで、担当者の人も、何回となく水産庁に出向いて協議をしてきたという経緯があるんですけども、いろいろな不都合だとか、担当者の交代だとか、交代すると、またゼロから説明をするというようなことで、なかなか協議が進まないままにずっと来ていたと。県の規則にならないために、じゃあ、委員会の指示ということで周知をするという方法で、現在1年毎に続けていっているという指示内容です。その切替えの時期がちょうど5月末で終わるので、6月1日からの指示切替えの指示通知を、ここで決めていただきたいということなんですけども、内容的には全く変わらなくて、期日が変わるだけという。最後に、千代川漁協さんのほうで、今検討中ということが、今後出てきますので、それは改めて決まった段階でまた指示内容を検討すると。今回については、従来の指示内容で期間を1年更新した分で指示をするということではいかがでしょうかということです。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔各委員〕

はい。

〔安藤会長〕

はい。じゃあ、そのとおりお願いします。

### 議事3 各漁協の取組む増殖行為について（報告事項）

本田係長が資料3に沿って報告した。

〔安藤会長〕

はい。ありがとうございました。一応、報告事項ですけども、こういうことを聞いてみたいなあということがあったら、遠慮されずに話題として上げていただけたらと思います。どなたからでも結構ですが。

鳥による食害の程度というのは、栽培漁業センターさんは、去年とか、一昨年ぐらいの様子っていうのは、例えば、カワウの数が増えたのか減ったのか、サギの数がどうなのかというような点は、話題とか調査とかっていうのはあるんですか、つかんでるやつが。

〔田中主任研究員〕

そうですね。カワウの数、飛来するほうはどうも変わっていないようなんですけれども、増えてもなし、減ってもなしのような状況なんですけれども、やっぱり、そのアユの遡上期と産卵時期が一番多いような状況で、特に、産卵時期は、非常に高い割合で、アユが食べられているというところがありまして、ちょっとどうしても高過ぎるぐらい高いんで、どうやろうかなということはあるんですけれども、もしかすると、去年は、アユがどの川も非常に多かったんで、アユがほとんどで、ほかの雑魚、オイカワとかウグイですね、特にウグイがどうも少ないような、そんな様子ですので、アユは去年について言えば、かなり多かったかと思います。ほかの魚は、ちょっとどうかなというふうには思います。

〔安藤会長〕

はい、ありがとうございます。ほかにどうでしょう。皆さん、本当にすごいことやっておられるんですね、こうやって見ると。文字でしか見たことがなかったのを映像で見るとすごいなあというのは、改めて、また感心させてもらいました。

僕も、一度だけ、溪流魚の産卵場造成に、このグループ、守る会と一緒に、現地で、下流から粗い砂利を軽トラックに、そうですね、どのぐらい積んだかな、20リットルのバケツ、普通のバケツに、バケツを10個ぐらい荷台に積んで、穴鴨の下流の辺の川底の砂利を取って、軽トラで現地まで持って上がるのに、急斜面過ぎて、軽トラックが空回りするんですよ、空回りするぐらいの傾斜を幾つか越えた奥のところに溪流魚の産卵場を造ろうということで。それを3往復ぐらいして手伝ったんですけれども。力仕事ですね、こんな大きな石を人力で動かす、それで、コの字状の産卵場を造って、その中に砂利を投げ入れてならすというそんな作業で、本当に力仕事だなあと。

その時々その辺にいるイワナだとかも時々見えるんですけれども、ああ、ちゃんといるなということ。サイズもいろいろいるので、ああ、ちゃんと世代交代してるなあということを見たりとかありまして、大変な努力だと思います。

感想、何かないですか。いいですか。

〔各委員〕

はい。

〔安藤会長〕

はい。じゃあ、報告は報告として、また個人的に感想を述べあってください。

#### **議事4 令和6年のアユの遡上状況について（報告事項）**

栽培漁業センター田中主任研究員が資料4に沿って報告した。

〔安藤会長〕

はい。ありがとうございました。生まれがちょっと遅めで、小粒だけでも数は多いというそういう報告ですね。1枚目のカラーの棒グラフは、調査した日にちの関係上で、多い少ないはあって、それ以降も遡上してるということなので、そんなに大きな激減するということは、ちょっと心配、予想できないと。昨年並みにあるんじゃないかなというふうには私も思ってますけども、やっぱりちょっと遅めは遅めなんですよ。

〔田中主任研究員〕

そうです。

〔安藤会長〕

というような状況です。何か聞いてみたいことはありませんか。

〔鈴木水産振興局長〕

私が聞くのも何なんですけど、数が上がってくるということなんですけども、餌環境的にはどうなんでしょう。

小ぶりだと言われると、特に、食べて太ってもらえるのかなっていうのが、ちょっと気になりながら。

〔田中主任研究員〕

川に上ってから。

〔鈴木水産振興局長〕

川に上った後ですね。

〔田中主任研究員〕

川に上った後だったら、全然、2週間で体重2倍ぐらいになりますので、そういう意味では食べてすぐに大きくなるかと。解禁日は、恐らく例年よりは小さいんですけど、夏頃には成長していると思います。

〔鈴木水産振興局長〕

あまり小型のことについては、心配しなくてもいいんですね。

〔田中主任研究員〕

そうですね。昔は放流してたアユも3グラムとかだったということなので、それと大して変わらない。問題ないと思います。

〔安藤会長〕

はい、ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

沿岸で生活する、回遊生活している海のアユはどのぐらいのエリアで回遊するのでしょうか。例えば、陸地から沖合まではいないでしょ。

〔田中主任研究員〕

そうですね。

〔安藤会長〕

でも、沿岸周辺、例えば50メートルとか、30メートルとか。100メートルも、200メートルも沖合までも行くんですかね。

〔田中主任研究員〕

水深のほうが影響があるのですが、大体5メートルより浅いところですよ。昔は、そういったところは、船でよう入れなかったんで、今も入れないんですけども、アユの稚魚、どこにいるんだというところで、昔は見つからなかったんですけど、この調査もそうなんですけど、人が入れるようなところで。

〔安藤会長〕

人が入って採取するんですか。

〔田中主任研究員〕

はい、そうです。それぐらいのところにいますので、すごい浅いところですよ。

〔安藤会長〕

聞くのは何でかっていうと、去年もイワシの大群が、沿岸にずっととどまってて、カイアシ類なんか、プランクトンなんか、多分たくさん食べたと思うんですよ。それを、また漁師の人が、沿岸際々なところを、2そうで、ひき網で、どっと獲るのでね、えっ、こんなことしてええんかいなと思いつながら見てただけでも。

でも、深さ5メートルぐらいまでだったら、船は入れないですよ。

〔田中主任研究員〕

そうなんですよね、入れなかったんで。鳥取県の場合、遠浅ですので、やっぱり5メートルより浅いこと、それより深いとこだと大分距離がありますので、多分、入ることはないと思います。ちょっと昔、アユ不漁調査始めたときに、シラスも見てたんですけど、当時は、仔魚も少なかったとは思いますが、それでも、2リットル瓶いっぱいシラスがいても、入ってるのは1匹かそれぐらいのレベルだったので。

[安藤会長]

アユはそんな割合。

[田中主任研究員]

ええ。神奈川県とかだと、急深の海岸だと混ざるそうなんですけども、何か混ざりにくいよう  
です、遠浅だと。

[安藤会長]

なるほどね。ありがとうございました。勉強させてもらいました。  
ほかに、どうでしょうか。

[各委員]

なし。

[安藤会長]

はい、じゃあ、報告の4番目は以上で終わりたいと思います。

## **議事5 鳥取県内水面漁場管理委員会委員の改選について（報告事項）**

太田課長補佐が資料5に沿って報告した。

[安藤会長]

はい。ありがとうございました。任期がある委員の改選について、こういうふうに、今後進め  
ますよという説明です。ありがとうございました。何か質問ございますか。いいですか。

[各委員]

なし。

## **(6) その他**

[安藤会長]

はい。それでは、その他にまいります。  
一番最初に出ました、遊漁証の顔写真の件はよろしいでしょうか。

[三谷委員]

大丈夫です。すみません。

[安藤会長]

そのほか、何かありますでしょうか。

[各委員]

なし。

[安藤会長]

では、事務局さん、よろしく申し上げます。

### **・多鯨ヶ池におけるブラックバス釣り等による地域振興について**

本田係長が資料に沿って説明した。

[安藤会長]

はい。ありがとうございました。当初の申出は、キャッチアンドリリースのリリースを解除してほしいと、リリースしてもいいようにしてくださいっていうのが、同好会からの申出だったんです。多鯨ヶ池周辺の浜湯山の地域の方々と構成されている活性化委員会とは、別のグループですから、活性化委員会に話すると、あっ、それもいいんだな、いいだろうやっていうことで、一応、活性化委員会の承諾も得てますよという言い分で、リリース禁止を解除してほしいと。だから、釣ったら、放して、また次の人が釣れるようにしてほしいっていうのが、その同好会のメンバーからの申出だったんですけども、釣ることは釣るんですけども、リリースしなくても、地域活性化事業を考えれば、それでもいいのかなっていうふうに、ちょっとトーンが変わってきたので、リリース禁止はそこまで望みませんよという、今、レベルにトーンダウンしたという報告ですね。

これについて、委員の皆さん方が、どういうお考えになるのか、御意見を聴いたらありがたいなというのが今日の提案です。

だから、多鯨ヶ池は、全く孤立した水界ですから、入ってくる川もなければ、出ていく川もないので、言わば、釣り堀みたいなものにしたらどうかという意見も中にはあるんですね。そのほうが、人がたくさん来るよということで。だから、これ、ブラックバスだけじゃなくって、ブルーギルもそうなんですけども、今はリリース禁止なんですけども、キャッチアンドリリースしたほうが、数からいったら、ブラックバスよりもブルーギルのほうが、はるかに多いので、今、親子連れが魚釣って楽しむんだったら、ブラックバスよりブルーギルのほうが楽しみやすい。簡単なちっちゃなさおで、魚釣りがすぐ体験できるというので、やとられる人もおるようですけども、だけど、そういうのを、リリース禁止を解除してもらったら、もっと公にできるんじゃないかなという意見もあるようです。

さあ、いかがなものでしょう。

私が最初に言うと、皆さんが言えなくなるので、最後にします。

〔寺崎委員〕

多鯰ヶ池、1つのということなんですけど、どうしても、中には、持って帰って、こっそりとまた池に放して、池がいっぱいになったから、またいいじゃないかというようなことにつながらないだろうかと思うような心配もあって、今回の措置のままであれば、いいじゃないかなとは思いますが。

〔安藤会長〕

今回の措置っていうのは、リリ禁そのままという。

〔寺崎委員〕

はい。

〔安藤会長〕

はい。ほかはどうでしょうか。三谷さん、どうですか。

〔三谷委員〕

私も十何歳とか、その時代、釣りをブラックバスもやってたんですけど、今から40年前ぐらい、夢の60オーバーとか、そういうのも、個体が何個か揚がりました。小さいのは、陸から投げれば釣れるんですけど、やっぱり沖に出たいっていったら、ボート、貸しボート、レンタルボートとか、ああいうので。一応、何艘か、多鯰ヶ池のところにも置いておいて、貸すような感じ、この漕ぐやつで、これだけ取りに来て下さいというやつがそんな形で置いてあったり、今、そういうので、レンタルボートとか、エレキまでは狭い池なんで要らないんですけど、そういう池までに比べれば小さな規模になりますけど、そういうのを直接言ってもらったりしたら、うわさがうわさを呼んでとても来やすくなってっていう活性化にはなると思います。

〔安藤会長〕

山崎さん。

〔山崎委員〕

はい。水害とか、大量の降雨とかがあったときに、その池からあふれて出る、例えば、この前、長柄川でそんなことがありましたけども、そのようなことも危惧されるのではないかなというがあるので、リリース禁止はこのままっていうのがいいと思います。

それと、10年ちょっとぐらい前だったと思うんですけど、多鯰ヶ池でブラックバスやブルーギルを駆除するということで、北海道の内水面から電気ショッカーボートを持ってきてもらってやりましたよね、何かデモンストレーションをね。そのときには、婦人部の方がそれを使って、加工品で、しよつつる、ナンプラーですね、それ、作られたりとかって、味見させていただいた

りとかって、その流れで、駆除の方向で何かされとるのかなっていうふうに勝手に思ってたんですけど、それ以来、特にそのまんまだったのかなっていう。あのときには、大分、ブルーギルもブラックバスも結構大きなのが揚がってて、見学の方もそこそこたくさん来とられてみたいなのもあって、それっきりだったのかなと思って、ちょっと何か残念な気もします。

〔安藤会長〕

どうですか、もうちょっと。

〔絹見委員〕

そもそも、その多鯰ヶ池、昔からおったちゅうわけじゃないでしょう。これ、放流しちゃったんでしょ。

〔本田係長〕

もちろんです。もちろん、釣り人が放流した。

〔絹見委員〕

その放流したときに、放流禁止にはなってなかったんですか。

〔本田係長〕

外来魚の特定外来魚の法律ができたのが、平成17年なんですけれども、恐らく、もしかすると、その前は、実は、今の鳥取県漁業調整規則の前が、鳥取県内水面漁業調整規則だったんですけれども、そちらのほうが、その法律ができるよりも先んじて、ブラックバス等を放流してはならないとかいうのは決めてはいたんですけれども、最初に放流が、密放流だったと思うんですけど、されたときにも、多分そのときは、規則の制限はかかっていたんだろーと思います。

〔絹見委員〕

リリースせずに持って帰ったら、多鯰ヶ池のブラックバスはいなくなっちゃうんですか。

〔本田係長〕

1つの種類を絶滅させるっていうのは、非常に困難なことにはなるんですけれども、1つのメッセージですね、少しでもできる、皆一人一人ができる努力をして、その外来魚の数を減らしていこうっていう、そういうメッセージだと思ってます。

例えば、やっぱりブラックバスとかブルーギルが一番やっぱり最初の問題になったのが、大きな琵琶湖であつたりとか、霞ヶ浦だつたりとか、そういうところだと思うんですけれども、一応、琵琶湖のほうとかでは、早々と、その外来魚対策っていうのを始めて、最近は、一応、そのホンモロコとかでも、徐々に徐々に増えてきてますっていうのが何か出てたりとか。

〔絹見委員〕

そもそも、その多鯰ヶ池に在来種というのは、エビだとかいたんでしょね、多分。

〔本田係長〕

一応ですね、今回要望に来られてる方もすごい魚釣りが大好きな人で、昔から釣ってて、その人が言うのは、ちょっとさっきの山崎委員の話とずれていてちょっと申し訳ないんですけど、その電気ショッカーを県がやったことで、多鯰ヶ池の在来種が軒並みいなくなったみたいなことを、実は言ってます。その話をすると、安藤さんが、ちょっと違うなあっていうふうには言っておられたんですけど、皆さんがいろいろ情報を持ってられて、その人がまず言うには、多鯰ヶ池にもともと多鯰ヶ池だけの固有のワカサギがおったっていうことですね。ワカサギがおる、それからタナゴがおる、それから、エビも、エビは今もいます。今いるのは、エビ、フナ、ナマズ等はいらって言っていました。で、やっぱり、そういう在来のもいるし、だけど、そのさっき言った多鯰ヶ池固有の、何か湖山池とかで見ると、ちょっと大きさの小さい固有のワカサギがいたそうなんですけど、それは電気ショッカーから、いなくなったというふうにはおっしゃってられて。でも、安藤さんは、その前から、もう、そのワカサギはいなかったよみたいな話は言っとられるので、それ、ちょっと、そこは兼ね合いはあるんですけど、やっぱり在来種もいて、一番、この多鯰ヶ池のブラックバスが問題になったのが、レッドデータブックに載ってるアカヒレタビラっていう種類の魚がいます、それが奇跡的に多鯰ヶ池で昔見つかって、それがどうもブラックバスによって、もう絶滅したんじゃないかっていうふうに言われておりまして、やっぱり、それに対する、非常に嫌悪感というかは、やっぱり強くあったんだろうと思っています。その方は、なので、そういういろんな在来種も含めて好きで、だけど、釣りでぜひ振興したいっていう方でした。

〔絹見委員〕

在来種は、五分五分、フィフティー・フィフティーになるような状態はつくれんですか。  
というような対策はあるんですか。

〔本田係長〕

やはり、そうしたときに、でも、その原因とか、因果関係っていうのは、今見てませんけれども、少しでも、やはりオオクチバスって言われるぐらい、やっぱり獐猛、よく食べるっていうのがあるので、少しでも数を減らして、全体的に少しでも在来種が増えてくるっていう状況にはなるんじゃないかというふうに期待をするっていう、また、一応、国のほうも、今年、この「外来魚に立ち向かう」という本を出して、さっき知ったように言った、その琵琶湖の話は、実は、こっちに書いてあって、それでも、少しでも琵琶湖でも外来種を減らしてやることで、ホンモロコのほうが増えてきたとか、そういうふうには在来種をきちんと増えるよう完全に駆逐はできないけれども、多少でも減らすことで食害を減らせるんじゃないかっていうのはやっぱり一意見としてあります。

〔絹見委員〕

テレビでも、番組の中でも、水を全部抜くというやつで外来種を取り除いておりますね。それでやっとなることが、何かもう、こっちは反対、こっちは、じゃあ獲ってもリリースしてもいい、増やしてもいい、要は増やしてもいいということなんですよね、リリースしてもいいということは。増やして活性化につなげようと。活性化しようということはブラックバスでないと、活性化できんですかね。なら、在来種で活性できるようなことをしたらいいんじゃないかなと。別に今までおった魚でできないのかなあと。

〔本田係長〕

ありがとうございます。なので、私も、本当に素人考えですけど、ちょっとした自然観察会ですとか、ちょっとそんなこととかからどうでしょうかみたいな話から、ちょっと始めさせていただいてるのと、あとは、やっぱりブラックバスを楽しんでおられる方って、やっぱり、あの当たりと引きとを楽しんでおられるっていうところがあって、決してそれを食べることはあまりしないで、確かに、しょつつる作られたとか、それから、場所によってはブラックバスバーガーを作ってみたりとかしてるけど、やっぱり食べ慣れてないんですかね、あんまり定着しないっていう状況なんですけど、今、ちょっと来られたときにお伝えしたのは、せっかく福部の方と一緒にやってられるので、あそこ、梨ロードとかあるので、梨園の中で、ブラックバスの、何かこう棒に刺したやつでもフライにして売ったらどうかなとかいう話は、とにかく地域の方と連携して、ぜひ、1年の取組みで終わらないような、山崎さんも、続いていると思ってたって言うぐらい、何かその食べることで駆除していくっていうのは、地域として応援してもらえるといいなあっていうふうには思うんですけど。

〔三谷委員〕

ブラックバスは食べられ、食用として入ってきたんですけど、ブルーギルは食べれるんですか。

〔本田係長〕

どうなんでしょうね。私は、ブルーギルは、あれ、骨ばっかで食べられないかなって、個人的に思ってるんですけど。

〔三谷委員〕

ブラックバスは雑食なので、釣り人としては、ミミズから、何だったら、ネズミからカエルから何を食べるかっていう、そういうのを食べてるのを知っているんで食べたくないんですよ、釣り人からしたら。本当に、引きとかだけで。食用で入ってきてるんだから、ムニエルなり、そっち方面だったらおいしいということは知ってるんですけど、食べようとは思いませんよね。

でも、ブルーギルの場合は、口が細くて幼虫とか他魚の卵とか、ああいうのを食べて、もちろんブラックバスの卵も食べるでしょうし。となった時にブラックバスよりブルーギルの方がどんどん増えるような。ブルーギルは、子どもさんたちには、喜ばれるかもしれませんが、釣りは。

[本田係長]

そうですね。餌がなくても釣れますよね。

[三谷委員]

ワーム等でも、ちょっと動くものがあれば釣れるので。食べれるのかなと、ちょっと両方。

[本田係長]

釣り人目線だと、ブラックバスはやっぱり食べる気がしないって感じですか。

[三谷委員]

食べてるものがね。何でも食べるんで。釣りしてる人は食べようとはやっぱり思わないと思う。

[安藤会長]

提案したら？その同好会にブルーギルをどうやって食べるかみたいなのを研究してくださいって。

[三谷委員]

そっち方面を、ちょっとね。

[本田係長]

委員会の、やっぱり皆さんの今の、でも、全体の意見としては、やっぱり、もうこのままりリリース禁止はやはり必要なんだろうと。あら、いけんですかね。三谷さん、ちょっと違いますかね。

[三谷委員]

えっ、何。

[絹見委員]

そのリリース、やっぱり小さいことが、だんだん大きくなっていくんですよね、やっぱり、何にしたって。戦時戦後の食料危機によって、あと、ジャンボタニシ。あれがすごく繁殖して、米も大方やられてしまいますわ、東郷池の近くはね。やっぱりこういうことにならへんのかなと思って。それで、コイでも、この今おるコイは、外来種で、それで、コイは吸うんだよね。このくちばしを潜って、この底のほうをこうやって吸って、ぷっぷ、ぷっぷ吐く。私がしてるのはシジミなんだけど、シジミ、今、もう小さいのがいっぱいおるんだけど、それをコイが吸っちゃって、その後、どうなるのかなと思って。だから、そこの多鯰ヶ池で、確かにリリースしてそこで楽しんどの分にはいいと思いますよ。だけど、釣ってる人が飽きて、もっとほかの場所でやりたいと。それを、じゃあ、どこかに持って行って、リリースする可能性はないとも限らんですね。今の人

は、それで、それを守っていきましょうという人が多いかもしれんけども、次の世代の人が、じゃあ、ほかのところに持って行きゃあいいがね、多鯰ヶ池でなしに東郷池でもどこでも持って行って楽しむ、わざわざね、多鯰ヶ池まで持って行ってせんでも、よその川なり池なりに放流してということになる可能性もありますよね。だから、反対です。いろいろ将来のことを考えると、やっぱりそこが1つの起点となって、今度、広がっていくっちゃうことが、恐れることなんで。

〔本田係長〕

ありがとうございます。絹見委員の発言の内容からすると、ちょっと楽しんでもぐらいには、目をつぶるんですよ。本来、この委員会指示っていうのは禁止なので、見つけたら、県に対して、守るように言えって言って、県が守れって言って、それにも違反したら罰則だというのが、実は委員会指示なんですけれども、まずは、ちょっと守ってくださいよという抑止的な意味であって。

〔絹見委員〕

そういう優しいもんじゃないです。

〔本田係長〕

優しいもんじゃない、はい。

そうですね、実際、ほかの移植については、もう法律で決まっているので、この委員会指示を解除したとしても、移植は絶対駄目なんですけれども、その移植の1つの動機づけになる可能性もあるっていうところですね。分かりました。

〔安藤会長〕

ほかはどうですか。ぜひ言っときたいというようなことはありませんか。

〔三谷委員〕

これは、観光のほうも入ってるんでしょうかね。

〔安藤会長〕

観光はどうでしょうか。観光のほうは。

〔三谷委員〕

人をこう入れる、活性化というので。

〔本田係長〕

そうなんです。普通は、ちょっと、非常にローカルな話なので、そういうところのことだったら、まずは町とか、そういうところと、ちゃんとお話しされてるのかなっていう辺りはあるん

ですけれども、少なくとも、ちょっと県のどこに行ってるのかっていう話はされていて、県の中に、協働ですね、一緒に協力してやっていくっていう協働課のほうには行ったみたいです。こういうふういろんな清掃したりとか、地域活性の取組みをしているので、何か補助金ありませんかみたいな感じで行かれたらいいんですけど、ないって言われたというふうには言ってるんですけど、実は、協働課には、結構、補助金がありまして、そういうふうな地域活性の取組とかに対して、チャレンジ事業とか、いろいろあるので、もしかしたら、ちょっと話の趣旨が違うように伝わったのか。そういう協働課とかにも、一応、相談はしてるっていうふうには聞きました。ですけど、一応、今の段階でこの要望を言ってこられた方は、この清掃活動とかにしても、結局は、本当に気持ちのある人、有志の方だけで、きっちりと全部されるっていうような感じなので、あんまりよそからお金をもらわなくても自分たちの力でっていう感じなので、あんまりいいみたいですけど、もっとちゃんとした地域振興とかを考えていくんだったら、ちゃんとやっぱり、おっしゃられるように、町だとか、観光部局のほうにも、お話をされてというところも含めて話したいと思います。

〔安藤会長〕

多鯨ヶ池、御存じのように砂丘の中にできているすり鉢状の池で、結構深いんですよ。9メートルぐらいあるんですよ、最深部ね。ものすごく深いんです。自然湧水ですから、下から湧き出る水だけですよ。で、ある程度、水位が上がると周りの岸から水気がこう染み出して、それ以上、水位が上がらないっていうのがあって。前は浜湯山のほうに樋門を造って導水路を造っていたようなものがあるんですけど、今、それ、全く使ってなくて、湖面の水位っていうのは、ある程度、季節的に上がり下がりする程度のものでしたんです、オーバーフローとかしたことが、今まで1回もないです、たしかね。

だから、その同好会の方は、ブラックバスがあふれてどこかに逃げるっていうことは絶対ないという、それも歴史的にないという、そこからもう出ることはないっていう、だから、許してねっていう言い分だと思うんですよ。

でも、やっぱり、そうはいつでも、私からすると、身勝手な言い分で、やっぱり私たちの趣味嗜好や楽しみのために、自然を、一種、変えていくのを放置するのは、なかなかね、ちょっと賛成できない。絹見さん、言われたように、持ち出して、別のため池に放すとか、実際、鳥取県内でも、多鯨ヶ池以外のいろんなところのため池に、ブラックバス、もう入ってますから、報告出ますよね。一般河川にもおりますし、誰かが、やっぱり持ってきて放すんですよ。やっぱり、それは心配ですね。

なので、キャッチアンドリリースで、リリース禁止はやっぱり、大上段に私は構えておいてほしいなとも思うんですけども。今後、やっぱりいろんな方々の意見を聴きながら、地元の人の意見も聴きながら、鋭意進めていってほしいなと思いますけれども。

〔本田係長〕

ありがとうございます。特に、今、こちらの委員会に、非常に専門家の方、たくさんおられま

すので、お話をする中で、ぜひ、このリリース禁止をPRするような活動をやっていくっていうようなときには、専門家の皆さんとして、ちょっと御紹介とかさせていただくようなこともあるかもしれないんですけど、そのときには、ちょっと活動に御協力のほうもまたお願いしたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

方向性としては、今、皆さんのほうが大体おっしゃったように、リリース禁止っていうのは容認できないと。だけれども、皆さんが活性化していくための活動について協力できることがあれば協力させていただくってところで話し合いを続けていきたいと思います。ありがとうございました。

### **・ 刑法の一部改正等に伴う鳥取県漁業調整規則の一部改正について**

本田係長が資料に沿って説明した。

[安藤会長]

はい。分かりました。特に質問はないですかね。また、国や県の流れの中で諮問があれば、答申をするというふうに今後いきたいと思います。

### **その他**

[安藤会長]

ほかに、何かございませんでしょうか。

[竺原委員]

琴浦町の勝田川と加勢蛇川は、去年同様、6月1日から投網も打ってもいい状態でいいですよ  
ね。

[安藤会長]

前回、これで協議して取り下げて、今年は禁止区域を設けないってところでしてましたよ  
ね。

[本田係長]

そうです。一昨年まで、琴浦町さんのほうから要望書が上がってきておりましたので、その要望に基づいて、委員会のほうで委員会指示をしていただいていたところなんですけれども、昨年度から、もう違反が少ないということで、町として要望しませんという判断をされました。委員会のほうでも審議いただきまして、町から要望がないのであれば、もう委員会としても指示はしない方向にしましょうということでお話しいただいて、今年も、今、要望はないという状況ですので、またちょっと要望があれば、御検討いただくというようなことになると思います。

〔竺原委員〕

はい。去年、それで投網打っていいよって話したですけど、投網打つ人に、そういうのはオーケーなんですか。

〔安藤会長〕

その勝田川なんかで投網を打っていいよということに対する回答ですか。

〔竺原委員〕

いや、打っていいよってというのは、公表されとるわけではないですよ。

〔安藤会長〕

公表はしてないです。

〔本田係長〕

でも、打ったら駄目だよってというのも、公表してないの。

〔竺原委員〕

ああ、そうですか。

〔本田係長〕

そうですね、規定としてあるのは、アユが6月1日から解禁しますということだけで、二級河川について、使ったらいけない漁具っていうのは、潜水器だとか、水中灯だとか、あと、こういう川を全部占拠して、定置して獲るやつとか、あと、刺網も駄目なんですけど、使ったらいけない禁止漁具っていうのは幾つかあるんですけど、投網は使っていい漁具ですので、特に、今回、内水面で禁止をしない以上、やっていただいて大丈夫です。

〔寺崎委員〕

禁止が必要だったらまた出てくるでしょう。

〔安藤会長〕

トラブルがあるとまた出てくるかも分らないですよ。

〔竺原委員〕

去年、投網打ちたい人がおって、打っていいよって言ったんですけど、何か信じてもらえなくて。

〔安藤会長〕

ちゃんと経過を説明して、町のほうから獲っちゃいけない区間を決めてくださいっていう申出があったからその指示をしてたんだけど、去年から町からの申出がないので、禁止漁具以外、漁具・漁法以外は、さお釣りにしても、投網にしても、やってもいいんじゃないのぐらいの回答でいいじゃないかなと思いますけど。

〔絹見委員〕

立札ありますよね。あれは、取っちゃうんですか、じゃあ。

〔本田係長〕

そうなんです、立札は、琴浦町さんを取ってくださいというお話はさせてもらってました。今まで、周知は琴浦町さんがするというので、たくさん立札を立ててられたと思うので、要望しない以上、うちとしては禁止をしないので、看板のほうは外してくださいって言ってたんですけど、もしかするとそれがまだ設置されたままなんですかね。

それか、もし設置されているのであれば、それは、こういう委員会とかからの公の規制でなく、町が独自に何か禁止してるっていう場合になるので、もうちょっと状況がよく分からないんですけど、もし立札が、まだ残ってるっていうことであれば、うちの担当のほうから、町のほうに聞いてみようと思いますので。

〔安藤会長〕

もし、そういう何か連絡があったら、調整課のほうにでも連絡を入れてもらったら、また琴浦町さんのほうに、立札がそのままになってるよっていう連絡は入れてもらえばいいですね。

〔本田係長〕

そうですね。もう委員会としては禁止してないけど、これはどういうことなんですかっていう話は、こちらのほうからでも聞いてみたいと思います。

〔安藤会長〕

だから、一般の人の申出については、そのままの状況で、禁止漁具・漁法以外だったら、大丈夫ですよというふうに。

〔三谷委員〕

もう一つ聞きたいですけど。

〔安藤会長〕

どうぞ。

〔三谷委員〕

湖山池の青島っていうのに、ちょっと外来種ではないんですけど、スズキがいると。多分、スズキも、ゴカイや、小魚や、周りの何でも食べるので、我先に。といたら、スズキはいいのかなと、ちょっと、ふと思ったんですけど。

〔安藤会長〕

それは、キャッチアンドリリースの意味？

〔三谷委員〕

キャッチアンドリリースの意味でも。

〔安藤会長〕

外来種対象魚ではないのでね。

〔三谷委員〕

そうじゃないけど、ほかのものも食べてしまうのに、影響、何かほかのものに影響が出るんじゃないかなと、ちょっとふと思ったので。

〔本田係長〕

ほかのものに影響を与えるっていうのは、どうしても、食物連鎖の中で食べるものっていうのはいる中で。

じゃあ、何で外来魚だけ禁止するのかっていうのは、確かに、この外来魚のリリース禁止のときにも、やっぱり釣りたい人たちからは、そこは意見としてはあったんですけども、やっぱり、それは昔からいる固有の種なのか、それか、本当にもともといなかったものが入ってきたのかっていうところの線引きだと思うんですね。

湖山池の、じゃあ、スズキが、もともといたかっていうところは、長く淡水湖であって、海水導入をする中で、また、そのスズキとかが上ってくるようにはなっただけという状況で、じゃあ、あれも、言ってみれば、外来じゃないかみたいな雰囲気もあるのかもしれないですけども、そこは、やっぱりその湖山池を、今、元あった自然の状態に戻すっていう中で、今、湖山池は、非常に淡水の生息環境から、汽水の生息環境に大きく変わっているので、その中での生物相の流れかなというふうに、ちょっと判断するところかなって思っているの。

〔三谷委員〕

海にいるスズキと川にいるスズキと池にいるスズキ、味が違うので、どうしてもね、その辺は。多分、川、池のは、普通、考えたら食べられない、好んでは食べられないと思うんですけど。うん、分かりました。

〔安藤会長〕

キャッチアンドリリース禁止対象魚ではないです、スズキはね。だから、コノシロとか、スズキとか、それから、いろんな海産魚も入ってきますけども、もう門を開けてしまったら、入ってくるのは仕方がないのでね。全くいなかったものを新しく閉鎖性水域に放流するのではないので、だから、ブラックバスやブルーギルとは、ちょっと訳が違うかなというふうに思います。

〔安藤会長〕

ほかに何かないでしょうか。今日は、議論長くやっていただいて2時間かかってしまいましたけども、ちょっと充実した会でよかったと思います。

じゃあ、事務局のほうに、お返しします。

〔氏事務局長〕

はい。ありがとうございました。

12月までに、もう1回は委員会を開催させていただこうと思っておりますので、申し訳ないですけれども、もう一度集まっていただくことになろうと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、委員会のほうを終了したいと思ひます。どうもありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。